

## 徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成28年 8月31日（水） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について         |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について         |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について         |
| 第4号議案 | 非農地通知の審議について                    |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について       |
| 第6号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について    |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画の承認について                |
| 第8号議案 | 買受適格証明書（転用目的）の審議について            |
| 第9号議案 | 再エネ法第7条第11項の規定による意見聴取に対する回答について |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第18条第6項の処理について
4. 農地改良届について
5. 農地であることの証明について
6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 農用地利用集積計画の取消について

#### 4 出席委員

- 1番 岸本 昇
- 2番 大平 雅義
- 3番 中野 耕一
- 4番 金澤 敬治
- 5番 能田 義弘
- 6番 西 一
- 7番 山本 孝
- 8番 佐々木 永薫
- 9番 森 政雄
- 10番 品山 昌美
- 11番 藤本 裕造
- 12番 坂東 政義
- 13番 野口 芳久
- 14番 近藤 浩二
- 15番 竹内 敬二
- 16番 山本 喜代治
- 17番 欠員
- 18番 黒田 達哉

平成28年8月31日 15時15分から  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成28年8月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。  
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名全員が出席しており、  
　　会議が成立しております。  
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議  
　　はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、8番・佐々木永薫委員、  
　　14番・近藤浩二委員にお願いします。  
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろ  
　　しくお願いいたします。
- 議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
　　なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。  
　　農業委員会法第24条及び部会議事規則第11条に定める、議事参与の制限の規定に  
　　基づき、大貝美治委員さんに、ご退席をお願いいたします。  
　　審議終了後に、入室・着席をしていただきます。  
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説  
　　明します。  
　　議案書1ページをお開きください。  
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思わ  
　　れます。  
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響  
　　を生ずる要因は特に見受けられません。  
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき  
　　事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。  
　　1番は、譲渡人から譲受人へ、相続財産管理人による売却により、農地1筆の所有  
　　権が移転されるものです。  
　　譲受人の耕作面積は許可後、114aに至るもので、許可後は、野菜の栽培を行うと

のことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相続財産管理人による売却により、農地1筆の所有権が移転されるものです。

譲受人の耕作面積は許可後、89aに至るもので、許可後は、野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人と譲受人2名との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転し譲受人両名で2分の1ずつ共有しようとするものです。

譲受人のうち片方の耕作面積は許可後300aに至り、もう一方の耕作面積は許可後66aに至り、許可後は両名とも野菜の栽培を行うとのことです。

なお、申請地には、許可等を受けていない農業用倉庫があるため、倉庫を撤去し滅失登記をしたうえで農地として復元するとの上申書の提出があります。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後217aに至り、許可後は今まで通りネギの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地3筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後101aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのことです。

なお、耕作面積の内53aは、那賀町農業委員会発行の耕作証明書で確認しています。

6番は、譲渡人と譲受人との間で、労力不足による経営縮小のため売買で、農地6筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後83aに至り、野菜と花木の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地4筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後103aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後42aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのことです。

議案書2ページをお開きください。

9番は、譲受人は申請地に隣接する土地に世帯分離住宅を建てることを計画しており、計画に伴い排水路の設置が必要となっております。譲渡人の同意を得て排水路の埋設を行うとするものです。

地役権設定部分については、農地として耕作可能な状態とする計画です。

10番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の持分2分の1を移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後279aに至り、許可後は今まで通り甘藷の栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後298aに至り、許可後は甘藷の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上11件で、対象地は、田5,074.20㎡、畑12,453㎡、計17,527.20㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。  
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
それでは、次の審議に移ります  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。  
それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。  
議案書3ページをお開きください。  
まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
1番は、申請人が、太陽光発電施設に転用するものです。  
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。  
一般基準について、申請人は太陽光発電による売電事業を計画するにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル205枚、出力51.25kW規模のもので、事業費総額1,630万円を自己資金及び親族からの借入とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。  
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。  
2番は、申請人が、露天駐車場に転用するものです。  
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。  
一般基準について、申請人は建設会社を経営しており、社員用の駐車場が手狭なため、この度隣接する申請地を活用しようと計画したもので、転用の必要性・確実性は認められます。  
また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月17日に応神地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名の計6名により地区審査を実施しました。  
3番は、申請人が、太陽光発電施設に転用するものです。  
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。  
一般基準について、申請人は太陽光発電による売電事業を計画し、申請人の所有地の

うち、日照量や面積規模、工事車両の出入り、メンテナンス等の条件が最適であったためこの地を事業用地に選定したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル208枚、出力54.08kW規模のもので、事業費総額1,930万円を全額自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。

隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地は平成9年頃に農地法の許可を受けずに転用行為がなされ、アスファルト舗装をし、平成19年頃まで駐車場として使用していたとのことであったため、この度の申請にあたり、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番は、申請人が、露天貸資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請地は3番の申請地の隣地であり、同じく平成9年頃に農地法の許可を受けずに転用行為がなされ、平成11年頃より地元の建設会社の依頼もあり、重機や工事車両置場として使用されていたもので、建設会社より申請地を今後も資材置場としての使用の意向があることから、転用の必要性・確実性は認められます。

隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯の通り現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、この度の申請にあたり、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番は、申請人が住宅敷地の拡張用地として転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は申請地の隣接地に居住しており、敷地の有効利用のため申請地を埋め立て自宅敷地と一体的に利用しており、現在は自家用車の駐車スペースとしても利用されていますが、この度農地法の手続きがとられていなかったことが判明したため、これを是正するため転用許可申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、申請人からこれについて反省し今後は農地法を順守する旨の始末書が提出されています。

第2号議案は以上5件で、田が1,776.46㎡、畑が1,130㎡の計2,906.46㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が69㎡、その他施設用地が2,837.46㎡です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月17日の午後1時半より地区審査を、転用者側2名、事務局2名、地元農業委員2名で実施いたしました。

申請地は、県道29号線北環状線と県道41号線が交わる交差点より県道41号線を北に150mほど進んだところにある第2種農地であり、露天駐車場に転用することです。

当地は申請人が経営する建設会社の倉庫が南と北に、ビルが西にある場所に位置し、東側にある市道の高さまで山土で盛土する計画になります。

申請地は改良区、水利組合にも加入しておらず、申請人が5年前に土地を取得したときから耕作放棄地状態であり、南北が高い倉庫に挟まれているため生産性が悪い土地でした。すでに周囲はコンクリート構造物で囲まれているため、周辺に影響を及ぼすことはないと思われます。

排水計画は東側市道に側溝がついておりますので、側溝に排水することによって、地元水利組合の排水同意書もあります。

以上より、地元農業委員は、許可することに特に問題はないと思われま  
す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につ  
きまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありま  
せんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可するこ  
とに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書  
のとおり許可することに決定いたしました。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を  
開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議  
についてご説明します。  
議案書4ページをお開きください。  
まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。  
1番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用する  
ものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第  
2種農地に区分されます。  
一般基準については、譲受人は、現在、両親、祖母と同居していますが、  
今の住居は手狭なため、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたと  
ころ、交通アクセスの良いこの地に計画し、申請に至ったもので、転用  
の必要性、確実性は認められます。  
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。  
2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、犬の飼育場へ転用するもの  
です。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2  
種農地に区分されます。  
一般基準については、譲受人は、犬の飼育等を行っていますが、以前から  
飼育していた場所を移転する必要に迫られ、適地を探していたところ、  
効率的に管理が行えるこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必  
要性、確実性は認められます。  
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、  
現地はすでに犬が飼育されており、このたびの申請について、農地法  
の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。  
3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用する  
ものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第  
2種農地に区分されます。  
一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、  
新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環  
境も良いことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要  
性、確実性は認められます。  
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。  
4番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するも  
のです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第  
2種農地に区分されます。  
一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定  
を受け、発電事

業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル63枚、出力15.75kW規模のもので、事業費総額380万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、4件で、田1,996.88㎡、のみで、計1,996.88㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地765.88㎡、その他施設用地1,231㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案 非農地通知の審議について、を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第24条及び部会議事規則第11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、福高利明委員さんに、ご退席をお願いいたします。

審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

1番の申請地は、八多保育所から直線距離にして南西におよそ1,000mの地点に位置しており、平成28年6月15日に、岸本委員さんと事務局2名で状況を確認しております。

現況について、対象地は所有者が相続した時にはすでに長年耕作されておらず、人が行き来できないほどの雑木や竹、シダ等が繁茂しており、境界も分からない状況であります。雑木等が繁茂しているため、農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周囲に農地がないため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。

第4号議案は以上1件で、対象地は畑2,105㎡です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異



議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書6ページをお開きください。

今月の申請は1件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

本件は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は、畑のみで●●●㎡となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたも

のです。

対象地は、申告時の11筆のうち、2筆について、議案書利用状況欄に記載のとおり、異動・変化が認められます。

その他は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

2番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、2筆とも登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

8ページをお開きください。

3番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の8筆のうち、1筆に換地処分がございましたが、全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

4番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の9筆のうち、1筆に異動・変化が認められます。

その他は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

9ページにお移りください。

5番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

第6号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地は田●●●m<sup>2</sup>、畑●●●m<sup>2</sup>の合計●●●m<sup>2</sup>となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書10ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は9件で、すべて新規での賃貸借権設定となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番・入田地区・1筆・1件、2番・不動地区・3筆・1件、3番・国府地区・15筆・1件、4番～9番が北井上地区・15筆・6件、となっております。

利用権設定については以上で、田16筆9,531.12㎡、畑18筆28,523㎡の合計34筆38,054.12㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、買受適格証明願（転用目的）の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、競売・公売物件の農地に係る、転用目的での買受適格証明願の審議についてご説明します。

議案書12ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

なお、今回の適格証明願の審議につきましては、5条許可証交付の審議を兼ねるものであり、買受適格証明の交付を受けた申請人が対象地を落札した時点で、本審議と異なる事情が認められない限り、5条許可証が発行されますのでご留意ください。

1番は、徳島地方裁判所平成27年(ケ)第21号及び平成27年(又)第25号の、差押による期間入札公告に付された対象地について、申請人が露天駐車場への転用目的での取得を希望しているものです。

入札期間は、平成28年9月7日から9月14日までとなっております。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、申請人は非農家でこの地を含む競売物件に入札を考えており、この地を駐車場とすることで、さらに利便性も高まることから、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第8号議案は以上1件で、対象地は畑204㎡のみとなります。

なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する平成28年9月14日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分ご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。  
第8号議案の買受適格証明願（転用目的）については、議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、再エネ法第7条第11項の規定による意見聴取に対する回答についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第24条及び部会議事規則第11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、坂東二三男委員さんに、ご退席をお願いいたします。

審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第9号議案、再エネ法第7条第11項の規定による意見聴取に対する回答についてご説明します。

お配りしています、資料の確認をお願いいたします。

資料の1ページに、位置図、2ページに、施設整備スケジュール、3ページに、平成28年度からの再エネ法に基づく農地転用の手続きと書かれた図表、4ページに平成27年度までのもの、5ページに、徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農業基盤課長からの「設備整備計画の認定に係る事前協議について」と、6ページにその回答案、7ページに農地法施行規則第37条第1項第13号を記載したもの、4枚7ページとなっています。

欠落等はございませんでしょうか。

それでは、この議案の概要についてご説明させていただきます。

今回の意見聴取は、資料1ページ 位置図の川内町富久での、川内土地改良区によります、太陽光発電施設用地の設備整備計画に対するもので、資料3ページ、再エネ法 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律」を活用した農地転用手続きの中でのものがございます。

対象農地は、昭和41年に干拓完了し、造成された農地でございます。農地区分は、第一種農地、農業振興地域区分は、農用地区域内農地（青地）でございます。

このため、農地法上、太陽光発電施設用地として、農地転用できない農地であったため、農地法施行規則第37条第1項第13号の事業にあたることから、「不許可の例外」として、農地法第5条第1項の許可要件に合致することから、農地転用できるようになるものでございます。

議案書13ページをお開きください。

設備整備者は、川内土地改良区理事長坂東二三男、対象農地は、川内町富久●●・地目畑・地積は、3,532㎡、川内町富久●●・地目畑・地積は、3,447㎡、川内町富久●●地目畑・地積は、3,447㎡、川内町富久●●・地目・畑・地積は、3,045㎡、合わせて13,471㎡の地目が畑の農地でございます。

太陽光発電施設の概要としましては、パネル枚数3,584枚、発電出力913.92kWとなっております。

これまでの経過としましては、平成27年9月30日に農地パトロールを実施いたしまして、遊休農地である状況から、平成27年12月18日にそれぞれの土地所有者に農地利用意向調査文書を送付いたしました。農用地貸付あっせんの申出がそれぞれの土地所有者から、ございましたので、平成28年1月8日に借入候補者公募の公告及び平成28年1月22日までのあっせん対象農地の縦覧をいたしましたが、公募者はございませんでした。

平成28年5月26日に「徳島市再生エネルギー促進による農山漁村活性化協議会」設立総会および第一回総会が開催されまして、平成28年7月25日に農林水産課からの農用地区域からの除外申請受付の事前協議があり、農用地区域からの除外は支障がないと回答済みでございます。

平成28年6月28日付で、川内町土地改良区から徳島市長に申請されました、事前協議である太陽光発電施設の設備整備計画認定申請について、徳島県知事との事前協議の中で徳島市農業委員会に意見を求められているものでございます。

今回の事前協議での県農業基盤課長への回答ののち、議案書の概要と事情が異なるときを除いて、県知事宛に回答する予定でございます。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

藤本委員 この事業の予算規模はどれくらいでしょうか。

議長 事業の内容になりますので、坂東委員さんに直接説明いただきたいと思います。  
坂東委員さんの入室をお願いします。

(坂東委員入室)

議長 今、藤本委員さんから事業の総工費はいくらかという質問が出たので回答をお願いします。

坂東委員 私は理事長という立場になりますので、事務的な部分は事務局長から仔細にわたって説明を行います。

説明に入る前に、今回の事業について一言説明をしたいと思います。

この事業は、太陽光発電事業を直接の目的として行うためのものではございません。

地域の活性化のために平成28年度に新たに始まった事業に基づいて実施するものであります。

ですので、太陽光発電施設だけに補助が出て、国の事業の認可が出るといのではなく、一連の事業を、5年間の期間でこの事業を行います。その事業の1つとして、今回お諮りしている太陽光発電が入っております。

それでは、川内改良区より総工費の説明を行いたいと思います。

川内土地改良区  
事務局長

土地改良区の事務局長の三木と申します。どうぞよろしく願いいたします。  
この度、私どもが計画しておりますのは、農林水産省の「農村漁村集落基盤再建整備事業」に基づくものであります。

この事業を使いまして、排水施設の整備と、今回の太陽光パネルを計画しております。  
排水施設の整備といたしましては、総延長240m排水を整備いたしまして、こちらが3億5千800万円、本日お諮りしております太陽光パネルにつきましては、2億4千300万円、測量用地費としまして、3500万円、合計6億3千600万円の事業を計画しております。

議長

質問させていただきます。総工費の中の補助金の割合はどれくらいになるのでしょうか。

川内土地改良区  
事務局長

排水施設につきましては、国より50%、県より10%、市より40%もっていただくということになっております。

太陽光パネルにつきましては、国より、50%、県より5%、残り45%は改良区の自己資金になります。

議長

他に質問はありませんか。  
ないようですので、改めて坂東委員さんにご退席をお願いいたします。

(坂東委員退席)

議長

それでは、採決いたします。  
第9号議案、再エネ法第7条第11項の規定による意見聴取に対する回答については議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第9号議案については本案件を議案どおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書14ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。

7件、受理 いたしました。

15ページをお開きください。

2番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。16ページにわたって、12件、受理いたしました。

17ページをお開きください。

3番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。  
農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、2件、受理いたしました。

18ページにお移りください。

4番は、農地改良届について、でございます。

1件、届出を受理いたしました。

19ページをお開きください。

5番は、農地であることの証明願について、でございます。1件、証明いたしました。

20ページにお移りください。

6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。

1件、徳島地方法務局に回答いたしました。

21ページをお開きください。

7番は、農用地利用集積計画の取消について、でございます。

1件、受理いたしました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年8月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は9月28日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（閉会 16時30分）